

2026年3月吉日

ホルムアルデヒド自主管理の登録商品の「測定データの使用期限」について ご注意下さい！

一般社団法人日本塗料工業会
ホルムアルデヒド自主管理審査委員会

日頃より、当工業会のホルムアルデヒド自主管理活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

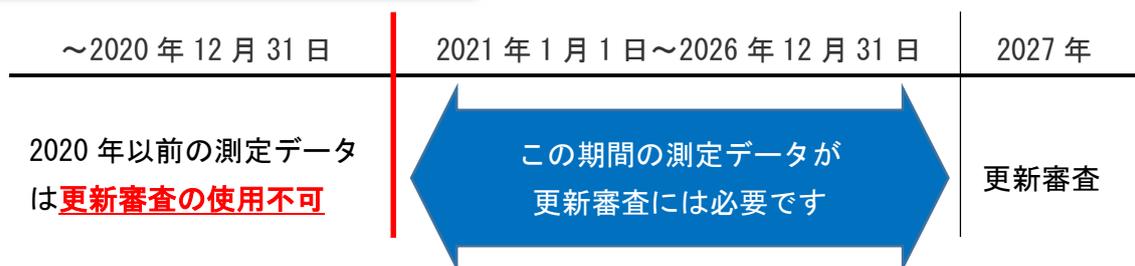
さて、この度、当工業会ホルムアルデヒド自主管理審査委員会では、更新審査や維持管理審査等に伴う登録商品の測定データのあり方について協議いたしました。

前回、2024年の登録会社各社の登録商品の測定状況を確認し、2015年以降に品質管理が確認されていない商品が存在することが判明いたしました。

そこで2019年に設定した「測定データの使用期限」の内容を踏襲し、今後、登録会社におかれましては全ての登録商品について少なくとも6年以内に自主的に測定を実施頂き、品質・性能が変わらない確認を求めることを決定いたしました。

つきましては次回2027年の更新手続きにおきましては、全ての登録商品の最新測定データが既に6年以上経過したもの（更新審査が2回）は、登録商品のデータとして認めないこととなります。（例えば次回2027年の更新手続きでは、6年前の2021年年初を基準として、測定日が2020年12月31日以前のデータでは更新審査で受け付けません。（下図参照）

2027年に更新手続きをする商品の例



2027年に更新手続きを行う全ての商品は、2021年1月1日以降に測定したデータが必要です。各登録商品の最新測定データの測定日をご確認いただき、最新測定日が2020年12月31日以前の商品に関しては、登録会社にて更新手続きまでに再度測定を順次計画的に進めて頂きますようお願いいたします。

登録商品の品質を含めた維持管理として、上記の様に變更いたします。趣旨をご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。